

ぎふまちなみ修景工事助成金事業計画申出書

(あて先)

(一財) 岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

(申出者) 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)

電話 () -

次の修景工事の事業計画について、承諾を受けたいので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申し出ます。

| | |
|-----------|--|
| 工事の名称 | |
| 工事の場所 | 岐阜市 |
| 建造物の種類 | <input type="checkbox"/> 歴史的建造物 <input type="checkbox"/> 一般建造物 |
| 工事の概要 | |
| 工事見積額 | 円 |
| 修景工事の予定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 工事施工者 | |
| 添付図書 | (1) 設計図書 (2) 二者以上の工事見積書（明細の分かるもの） (3) 現況写真（周辺の現況が分かるもの） (4) 登記事項証明書（土地・家屋の何区何番事項証明書） * 建築設備に関わる工事のみの場合は不要 (5) 前各号に掲げるもののほか代表理事が必要と認めるもの |
| 連絡先 | 電話番号 () - ファックス番号 () - E-mail 氏名 <p style="text-align: right;">* 申出者と異なる場合</p> |

建造物の概要

| | | | |
|--|-------------------------------------|---------|------------|
| 構 造 | 建築物 | 造 階建 | |
| | 門・塀 | 造 | |
| 築 年 数 | 建築物 | 明・大・昭・平 | 年築 (築 年) |
| | 門・塀 | 明・大・昭・平 | 年造 (造 年) |
| 所有の形態 | 土地 (地権者 ・ 借 地) / 家屋 (持 家 ・ 借 家) | | |
| 申出者と建造物の関係 | 所有者 ・ 借家人 ・ その他 () | | |
| 建築物の所有者 *申出者と異なる場合のみ ご記入下さい *建築設備に関わる工事の みの場合は記載不要です | 住 所 〒 | — | |
| | 氏 名 | | 申出同意印 |
| | 電話番号 | | |
| 現在の状況 | 住 居 ・ 店 舗 ・ その他 () ・ 空 家 | | |
| 修景後の用途 *上記と異なる場合のみ | 住 居 ・ 店 舗 ・ その他 () | | |

■ 注意事項

- ・ 1敷地単位の合計で1件の申出とみなします。(土地、建造物の利用形態からみて同一の敷地を1敷地とみなします。)
- ・ 当該助成を受けてから5年以内に同一敷地内で再度の助成を受ける場合、助成限度額から既に助成を受けた額を差し引いた額までしか助成を受けることはできません。ただし、建築設備に関わる工事のみの場合はこの限りではありません。
- ・ 工事は事業計画の承諾を得るまで着手できません。(承諾前に着手された場合は助成金が交付されません。)
- ・ 助成金は工事終了後、領収書等で申出者の工事費の支払いを確認したうえで交付されます。
- ・ 交付された助成金は所得税の対象となります。
- ・ その他、関連法令は遵守してください。

■ 申出の条件

助成には次の条件を満たしていただく必要があります。

- ・ 助成を受けた建造物を適正に維持管理すること。
(工事完了後、10年間は、助成を受けた建造物を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除却し、又は担保にすることはできません。ただし、にぎわいまち公社代表理事の承認を受けたときは、この限りではありません。)
- ・ 助成対象建造物の写真、名称、所在地、修景工事の概要等の公表に同意すること。
- ・ 暴力団若しくは暴力団員(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。

上記の条件に同意します。

氏 名

印

ぎふまちなみ修景工事助成金事業計画承諾書

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

㊞

年 月 日付で申出のありました事業計画申出書について、内容を審査したところ承諾の基準を満たしていると認められますので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第9条の規定に基づき承諾します。

| | |
|-------------------------|-----|
| 工事の名称 | |
| 工事の場所 | 岐阜市 |
| 助成金交付予定額 | |
| 助成対象工事 | |
| 承諾に係る事項で修正を加えた場合の内容及び理由 | |
| 備考 | |

*助成金額は完了報告兼助成金交付申出書の提出後、検査を行い確定します。

ぎふまちなみ修景工事助成金事業計画変更承諾申出書

（あて先）（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（申出者）住所

氏名

㊟

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

電話（ ） -

年 月 日付け第 号において承諾を受けた事業計画について、変更をしたいので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

| 承諾年月日 | | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
|-------|-----|-------|----|-----|
| 変更事項 | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |
| 変更の理由 | | | | |
| 添付書類 | | | | |

ぎふまちなみ修景工事助成金事業計画変更承諾書

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

㊞

年 月 日付で申出のありました事業計画変更承諾申出書について、内容を審査したところ承諾の基準を満たしていると認められますので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第10条第3項の規定に基づき承諾します。

| | |
|-------------------------|-----|
| 工事の名称 | |
| 工事の場所 | 岐阜市 |
| 助成対象工事 | |
| 承諾に係る事項で修正を加えた場合の内容及び理由 | |
| 備考 | |

※助成金額は完了報告書兼助成金交付申出書の提出後、検査を行い確定します。

ぎふまちなみ修景工事助成金事業着手届

（あて先）（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（届出者）住所

氏名

㊞

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

電話（ ） —

年 月 日付け第 号で計画の承諾を受けた事業に着手しますので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| 承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
|----------|-------|----|-----|
| 工事の名称 | | | |
| 工事の場所 | 岐阜市 | | |
| 工事施工者 | | | |
| 工事に着手する日 | 年 月 日 | | |
| 工事の完了予定日 | 年 月 日 | | |

ぎふまちなみ修景工事助成金事業中止届

(あて先) (一財) 岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

(届出者) 住所

氏名

㊞

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)

電話 () -

年 月 日付け第 号で計画の承諾を受けた事業について、当該事業を中止したいので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| 承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
|-----------|-------|----|-----|
| 工事の名称 | | | |
| 工事の場所 | 岐阜市 | | |
| 工事を中止する理由 | | | |

ぎふまちなみ修景工事助成金事業完了報告書兼助成金交付申出書

（あて先）（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（申出者）住所
 氏名 ㊟
 （団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
 電話（ ） -

年 月 日付け第 号で計画の承諾を受けた事業について、事業が完了しましたので、助成金を交付されますよう、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて申し出ます。

| | | | |
|----------|--|----|-----|
| 承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
| 工事の名称 | | | |
| 工事の場所 | 岐阜市 | | |
| 工事の完了日 | 年 月 日 | | |
| 助成金交付申出額 | 円 | | |
| 添付図書 | (1) 完成図書 (2) 工事完了写真及び工程写真 (3) 請負契約書の写し (4) 支払の明細が確認できる書類 (5) 前各号に掲げるもののほか代表理事が必要と認めるもの | | |

- * (3) の請負契約書の写しと (2) の内の工程写真は建築設備に関わる工事のみの場合は不要です。
- * (4) の書類として明細のわかる請求書の写しが必要です。

ぎふまちなみ修景工事助成金交付承諾兼助成金額確定通知書

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

⑩

年 月 日付けで申出のありました助成金交付申出書について、検査を行ったところ問題がないと認められますので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき交付承諾し、併せて助成金額を確定しましたので通知します。

| 計画承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
|---------|--|----|-----|
| 工事の名称 | | | |
| 工事の場所 | 岐阜市 | | |
| 交付確定金額 | 円 | | |
| 交付の条件 | <p>1) ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱に定めるところによること。</p> <p>2) 助成事業者は、当該工事の完了の日から起算して、10 年間、助成を受けた建造物を代表理事の承認を受けないで、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保又は除却してはなりません。</p> <p>3) 次のいずれかに該当するときは助成金の交付承諾の取消し、返還を命ずることがあります。</p> <p>(1) 助成金を交付申出内容以外の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 承諾事業計画の内容又はこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(4) ぎふ景観まちづくりファンド基本方針の「事業の目標」の達成に支障となる行為を行ったとき又は目標の達成に必要な代表理事及び運営委員会の指示に従わなかったとき</p> <p>4) 助成対象工事に係る契約書等の関係書類を常に整備しておくとともに、助成対象工事が完了した年の翌年度以後 5 年間保存しなければなりません。</p> | | |

ぎふまちなみ修景工事助成金助成金交付請求書

（あて先）（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（債権者）住所
 氏名 ⑩
 （団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
 電話（ ） ー

年 月 日付け第 号で助成金交付承諾を受けた事業について、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 15 条の規定に基づき次のとおり請求します。

なお、下記の口座に振り込みを願います。

| | | | |
|----------|------------|--|-----|
| 交付承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
| 工事の名称 | | | |
| 助成金交付申出額 | 円 | | |
| 口 座 | 金融機関 | 銀 行・信用金庫 信用組合・農 協 店 その他（ ） | |
| | 預金種目 | 普通 ・ 当座 ・ （ ） | |
| | 口座番号 | | |
| | フリガナ | | |
| | 口座名義 | | |
| 添付図書 | (1) 領収書の写し | | |

*領収書の写しの提出が遅れる場合は下欄に署名の上、助成金交付後 30 日以内にご提出願います。

助成金交付後、30 日以内に領収書の写しを提出いたします。

住 所
 氏 名 印

第 年 月 日

ぎふまちなみ修景工事助成金交付承諾取消通知書

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事 ⑩

年 月 日付けで交付承諾を行った事業について、次のとおりぎふまちなみ修景工事助成金交付承諾を取り消し、助成金の交付契約を解除、又は一部を解約したので、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 18 条の規定に基づき、通知します。

| 交付承諾年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
|---------|-------|----|-----|
| 工事の名称 | | | |
| 工事の場所 | 岐阜市 | | |
| 取消の理由 | | | |

ぎふまちなみ修景工事助成金返還要求書

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

⑩

年 月 日付けで交付承諾を取消し、助成金の交付契約を解除、又は一部を解約した事業について、既に交付されている助成金について、ぎふまちなみ修景工事助成金交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を求めます。

| | | | |
|--------|-------|----|-----|
| 取消年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
| 工事の名称 | | | |
| 助成金返還額 | 円 | | |
| 返還期日 | 年 月 日 | | |